

デイサービスセンター鶴住

運 営 規 程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この事業が行う通所介護の事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

- (1) 事業者は、通所介護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (2) 通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (3) 事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (4) 通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター 鶴住
- (2) 所 在 地 青森県北津軽郡板柳町大字野中宇鶴住102の2

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。(又、全従業者は第1通所事業介護予防通所介護と兼務とする。)

- (1) 施設管理者 1名 (ホームヘルプサービスと兼務)
管理者は、この事業所の従業者の管理及び職務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 3名(専従1名、兼務2名)
生活相談員は、通所介護の利用の申し込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 介護職員 9名(専従3名、非常勤専従1名、兼務5名)
(兼務5名のうち生活相談員2名、訪問介護員5名)
介護職員は、利用者処遇(入浴、排泄、昼食等の介助)を行い、また家族介護者等の相談に応ずる業務を行う。
- (4) 看護師 正看護師2名 准看護師2名(兼務4名)
(機能訓練指導員兼務〈正看護師資格有〉2名、特別養護老人ホーム2名)
看護師は、利用者の診療の補助及び投薬看護並びに利用者の健康管理等を行う。
- (5) 機能訓練指導員 正看護師2名准 准看護師2名(看護師兼務4名)
(機能訓練指導員兼務〈正看護師資格有〉2名、特別養護老人ホーム2名)
機能訓練指導員は、身体的自立・精神的自立を目指し、利用者の生活の質の向上を図り、身体的・精神的機能の維持、機能の減退を防止するための訓練を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 営業日 | 月曜日～土曜日(祝祭日は実施、年末年始は除く) |
| (2) 営業時間 | 午前8時15分から午後5時15分まで |
| (3) サービス提供時間 | 午前9時00分から午後4時15分まで |

第4章 通所介護の利用定員

(通所介護の利用定員)

第6条 当該介護事業において通所介護の提供を受けることができる利用者の数は、1単位30名までとする。

第5章 内容及び利用料その他の費用

(通所介護の内容)

第7条 通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 併設型通所介護。
- (2) 食事の提供。
- (3) 居宅と事業所の送迎。

- (4) 通所介護の施設における入浴介助。
- (5) 通所介護の施設における特別入浴介助。
- (6) 利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助。
- (7) 親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明する。
- (8) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供。
- (9) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練。
- (10) その他必要なサービスを利用者の希望に沿った適切な提供。

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。但し、平成30年8月から一定の所得以上の方は、2割又は3割負担の場合あり。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用については、下記の額を徴収する。

事業所から片道概ね20km未満 500円

事業所から片道概ね20km以上の場合、1kmにつき50円を加算

- 3 利用者の希望によって通常の時間を超えて行う通所介護の場合は、本人又は家族との協議の上決定いたします。

- 4 食費 1日 400円

- 5 おむつ代：基本的には利用者持参とするが、施設が用意したおむつに関してのおむつ代は、尿取りパット 20円 紙パンツ 80円 紙おむつ 70円とする。

- 6 その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の場合、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

- 7 サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受ける。

- 8 保証人は事業者に対して、契約者が本人契約上負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で連携して保証するものとする。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、板柳町、弘前市、藤崎町、鶴田町、及び五所川原市の地域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が通所介護の提供を受ける際の、留意すべき事項。

- (1) 送迎・入浴・食事等の際の注意事項
- (2) 器具・備品等使用の際の注意事項
- (3) 問題行動(徘徊等)による、危険防止事項

(衛生管理及び感染症対策)

第11条 事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

第8章 緊急時における対処方法

(緊急時における対処方法)

第12条 介護職員は、通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年5回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第10章 虐待防止に関する事項

（虐待防止）

第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 虐待の防止のための指針を整備する。
- （3） 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- （4） 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

第11章 地域との連携について

（地域との連携について）

第16条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

第12章 職場におけるハラスメント

（職場におけるハラスメント）

第17条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第13章 従業員の質の確保

（従業員の質の確保）

第18条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

（1） 採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2） 継続研修 月1回、園内研修を実施。（その他各種研修会への参加を行う。）

- 3 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 4 従業者であった者が、正当な理由もなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、また、亡くなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人鶴住会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(揭示)

第19条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を揭示します。

附則

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成13年 1月 1日から施行する。
この規定は、平成13年10月15日から施行する。
この規定は、平成15年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成15年 6月 1日から施行する。
この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成17年 6月 1日から施行する。
この規定は、平成17年 7月 1日から施行する。
この規定は、平成17年10月 1日から施行する。
この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成19年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成20年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成21年10月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。
この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和5年 12月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。